

## 地域活動支援・連携促進事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### （1）補助対象者の要件

ア 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数のNPO（地域センターに指定されているNPOを除く。）が参画するものとする。

イ コンソーシアムに参画するNPOは、地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行い、かつ、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体に限るものとする。

なお、ここでいうNPOとは、法人格の有無を問わない。ただし、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を除くものとする。

ウ 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の地域センターが同時に参画することができるものとする。

エ コンソーシアムにおいて、当該コンソーシアムに参画する地域センターのうち、一の地域センターに限り、事業運営管理及び経理を担当する幹事団体に指定するものとする。

#### （2）補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

ア 机、椅子等の調度品、複写機等のOA機器など、補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費

イ ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費

ウ 事故・災害の処理のための経費

エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

#### （3）留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 事業の内容は、要綱第4条第1項第1号に示されているとおり「エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業」であり（節電を通じて行われる事業を含む。）、専ら普及啓発と捉えら

れる事業は除かれるものであること。

イ 事業実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制効果については、外部有識者等の意見を踏まえこれを推計するとともに、より効果の高い事業となるよう努めること。

ウ 事業の実施計画段階からNPOの意見が尊重されるよう、また、可能な範囲で地域特性を活かした事業となるよう努めること。

エ コンソーシアムの構築及び事業の実施に当たっては、より多くの団体等の参画が得られるよう、また、地球温暖化防止活動推進員との連携が図られるよう努めること。

#### 附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

## 病院等へのコージェネレーション緊急整備事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第8号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業の要件

補助の対象となる事業は、次の各号の要件に適合したものであることとする。

ア 対象設備の燃料は次のものであること。

(ア) 都市ガスの場合

天然ガス、液化天然ガス又は天然ガス若しくは液化天然ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「天然ガス×1.10」未満のガスであること。

(イ) LPGの場合

石油ガス、液化石油ガス又は石油ガス若しくは液化石油ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「液化石油ガス×1.10」未満のガスであること。

なお、天然ガス、石油ガスの炭素換算係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に定める値を用いることとする。

イ 設備の発電出力は9.8kW以上の設備であること。

ウ 導入する設備は未使用品であること。

エ 対象設備には燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。

#### (2) 維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

#### (3) 温室効果ガス排出削減量の把握及び情報提供

事業実施者は、事業の実施による温室効果ガスの排出削減量を把握し、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### (4) 事業報告書及び評価報告書の作成及び提出

事業実施者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の概要及び事業による温室効果ガスの排出削減量、その他の効果、影響等を毎年度取りまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに提出すること。

また、事業実施者は、3年間の期間終了後には、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者が他の施設等においてガスコージェネレーションを導入するなど水平展開の実績及び今後の見込み等を取りまとめた評価報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

### 3 対象除外

厚生労働省において平成23年度補正予算（第1号）により措置した自家発電設備の整備事業（医療施設自家発電設備整備事業、介護施設等自家発電装置整備事業）の対象となる医療施設又は福祉関係施設については、本事業の対象から除外する。

病院等へのコージェネレーション緊急整備事業報告書

平成 年 月 日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1 事業概要

【本事業内で行った事業の概要を記載する。】

2 事業実績（発電量・省エネルギー率）

【本事業で導入した設備により発電した電力量及び本事業による省エネルギー率を記載する。】

3 温室効果ガスの排出削減量及びその算出方法

【本事業による温室効果ガスの排出削減量を記載する。また、削減量の算出方法及び算出根拠を記載する。】

4 事業性の評価

【費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての検証を行い評価した内容を記載する。】

5 事業による波及効果

【事業実施者が他の施設等において実施した二酸化炭素排出削減対策の内容等水平展開の実績に関する状況や、事業実施による同業他社等への波及効果をできるだけ具体的に記載する。】

## 附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。